

はしがき

筆者が公開買付制度の魅力に初めて触れたのは、司法修習生として裁判修習に臨んでいた折、起案の手を止めて図書室に引き込み、長島・大野・常松法律事務所の諸先生方が「旬刊商事法務」誌上で連載されていた「公開買付けの実務」シリーズを拝読したときであった。当時は制度の構造を理解することに精一杯で、なぜこれほど複雑な仕組みとなっているのか、ただ想像を巡らせるばかりであったが、その後、弁護士として企業買収の実務に携わるなかで、少しずつその外延を実感するに至った。

筆者が公開買付制度の趣旨や内在する矛盾・課題を理解し始めたのは、2012年に金融庁企画市場局企業開示課へ初めて出向したときである。当時、筆者の主たる業務は公開買付届出書の事前相談対応や法令照会への回答といった監督業務であったが、その過程で過去の法令改正時の資料等を繰り返し渉猟することにより、当局が保護しようとする法益のあり方を徐々に理解することができた。その後、2015年に弁護士業務へ復帰してからは、当局の視点と実務との乖離を実感する場面も少なくなかった。

こうした理解と経験を基に、筆者が公開買付制度の全面的な見直しに取り組んだ結果が、令和6年改正である。2022年7月に金融庁企画市場局企業開示課の企業統治改革推進管理官に着任して以降、多くの有識者から貴重な助言を賜りつつ、制度全体の不整合や実務との齟齬を丹念に検証した。

筆者の力及ばず、抜本的な制度改正には至らなかったものの、その過程において、公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ（座長：神田秀樹教授）のメンバー各位と忌憚なく意見を交わすことができたことは、筆者にとってかけがえのない財産となっている。とりわけ神田秀樹教授、飯田秀総教授、角田慎介氏及び石綿学弁護士からは、ワーキング・グループの終了後においても、将来の公開買付制度のあり方や残された課題について、極めて示唆に富むご教示を頂戴した。ここに深甚なる謝意を表する。

また、外部者である筆者を快く受け入れてくださった金融庁の職員の皆様

はしがき

には、筆舌に尽くしがたいご厚情を賜った。金融庁の職員の皆様が我が国資本市場の発展のために示される確固たる信念と矜持は、今なお筆者の抱負を形づくる礎となっている。本来であればお名前を挙げて謝意を表すべきところであるが、かえってご迷惑をおかけする懸念もあることから、ここではあえて割愛させていただく。

本書は、以上のとおり多くの方々から賜ったご支援のもと、筆者が得た経験と知見を基礎として、令和6年改正後の公開買付制度について解説を試みるものである。

申すまでもなく、その内容に関する一切の責任は筆者に帰する。

本書の記述をもって絶対的な見解を示すものではないが、令和6年改正に向けた取組の過程において制度全体を検証した成果をここにとりまとめることにより、今後の議論の深化と知見の蓄積に資する一助となれば幸いである。

本書の刊行に際し、編集・制作の各段階で多大なるご尽力を賜った商事法務の皆様に、心より感謝申し上げます。

最後に、執筆の長きにわたる歳月を温かく見守り、筆者の身勝手な出向をも寛容に受け入れ、絶えず支えてくれた妻・玲奈と息子、娘に、心より深甚なる謝意を表する。家族の理解と励ましくして、筆者が令和6年改正に向けた取組を全うすることも、本書を世に問うことも、到底なし得なかった。

2026年3月

谷口達哉

目次

序論 本書の目的	1
----------	---

第1章 公開買付制度の目的	5
---------------	---

1. 総論	6
2. 5%ルールと30%ルール	7

第2章 公開買付制度における基本的な定義語	9
-----------------------	---

1. 株券等	10
2. 買付け等	13
3. 特別関係者	30
4. 株券等所有割合	37

第3章 逐条解説	55
----------	----

第27条の2第1項	56
-----------	----

1. 趣旨	57
2. 強制公開買付規制の対象となる株券等	57
3. 30%ルール（本項1号）	58
4. 5%ルール（本項2号）	61
5. その他（本項3号）	66
6. 適用除外買付け等（本項ただし書）	66

目次

第 27 条の 2 第 2 項	82
1. 趣旨	82
2. 公開買付期間	82
第 27 条の 2 第 3 項	84
1. 趣旨	84
2. 均一性規制の内容	84
3. 均一性規制の及ぶ範囲	85
第 27 条の 2 第 4 項	90
1. 趣旨	90
2. 公開買付事務代理人の範囲	90
3. 公開買付事務代理人に委託すべき事務	91
第 27 条の 2 第 5 項	92
1. 趣旨	92
2. 公開買付通知書の送付（令 8 条 5 項 1 号）	92
3. 遅滞ない決済（令 8 条 5 項 2 号）	93
4. 全部勧誘義務（令 8 条 5 項 3 号）	94
第 27 条の 2 第 6 項	97
1. 趣旨	97
2. 売付け等の申込みの勧誘	97
第 27 条の 2 第 7 項	98
第 27 条の 2 第 8 項	99
第 27 条の 3 第 1 項	100
1. 趣旨	100
2. 「公開買付け」の定義	101

3. 公開買付開始公告の意義・法的性質	101
4. 公開買付開始公告の方法	103
5. 公開買付開始公告の内容（掲載事項）	104
6. 延長可能性に関する明示義務	107
第 27 条の 3 第 2 項	108
1. 趣旨	108
2. 公開買付届出書の提出義務者	109
3. 公開買付届出書の記載内容	109
4. 公開買付届出書の添付書類	109
5. 公開買付届出書の事前相談	118
6. 公開買付届出書の記載事項の不備	119
7. 公開買付届出書の提出期限	119
8. 公開買付届出書の提出方法	119
第 27 条の 3 第 3 項	120
1. 趣旨	120
2. 禁止される行為	121
第 27 条の 3 第 4 項	122
1. 趣旨	122
2. 送付すべき書類	123
3. 送付先	123
4. 送付期限	123
5. 電子提供	123
第 27 条の 4	125
1. 趣旨	125
2. 本条の問題点	126
3. 「同時に」の意義	127

第 27 条の 5	128
1. 趣旨	128
2. 禁止される期間	129
3. 公開買付けによらない株券等の買付け等	129
4. 例外	130
第 27 条の 6	136
1. 趣旨	136
2. 「買付条件等の変更」の意義	137
3. 「買付条件等の変更」の効果	138
4. 買付条件等が法令に違反している場合	139
5. 禁止される買付条件等の変更	139
6. 買付条件等の変更の手續（本条 2 項・3 項）	146
第 27 条の 7	148
1. 趣旨	148
2. 訂正義務（本条 1 項）	148
3. 訂正命令（本条 2 項・3 項）	150
第 27 条の 8	151
1. 趣旨	153
2. 訂正義務（本条 1 項・2 項）	153
3. 訂正命令（本条 3 項・4 項・5 項・7 項）	155
4. 訂正届出書の写しの送付（本条 6 項）	157
5. 公開買付期間の延長（本条 8 項・9 項・10 項）	158
6. 公開買付開始公告の訂正義務（本条 11 項）	162
第 27 条の 9	164
1. 趣旨	164
2. 公開買付説明書の作成（本条 1 項・2 項）	165
3. 公開買付説明書の交付（本条 3 項）	166

4. 公開買付説明書の訂正（本条 4 項）	167
第 27 条の 10	169
1. 趣旨	171
2. 意見表明報告書の提出（本条 1 項・8 項・9 項・10 項）	172
3. 期間延長請求権（本条 2 項～7 項）	174
4. 質問権・対質問回答報告書（本条 11 項～14 項）	177
第 27 条の 11	180
1. 趣旨	181
2. 撤回等の意義	182
3. 撤回事由	182
4. 撤回等の公告・公表	197
5. 公開買付撤回届出書の提出	198
第 27 条の 12	199
1. 趣旨	199
2. 契約解除権の行使期間	200
3. 契約解除権の制限の可否	201
4. 契約解除権の行使方法	201
5. 契約解除権が行使された場合の損害賠償等	202
第 27 条の 13	203
1. 趣旨	205
2. 公開買付期間の末日の翌日における公告・公表	205
3. 公開買付報告書の提出・写しの送付・訂正	206
4. 決済義務	207
第 27 条の 14	213
1. 趣旨	214
2. 公衆縦覧の対象となる書類	214

目次

- 3. 当局による公衆縦覧 215
- 4. 提出者による公衆縦覧 215
- 5. 金融商品取引所等による公衆縦覧 216

第 27 条の 15 217

- 1. 趣旨 217
- 2. 法的意義 217

第 27 条の 16 219

- 1. 趣旨 219
- 2. 責任の性質 220
- 3. 適用場面 220
- 4. 請求権者 221
- 5. 責任を負う者 221
- 6. 損害賠償額 221

第 27 条の 17 222

- 1. 趣旨 222
- 2. 責任の性質 223
- 3. 適用場面 223
- 4. 請求権者 224
- 5. 責任を負う者 224
- 6. 損害賠償額 224

第 27 条の 18 226

- 1. 趣旨 227
- 2. 責任の性質 227
- 3. 適用場面 227
- 4. 請求権者 228
- 5. 責任を負う者 228
- 6. 損害賠償額 228

第 27 条の 19	231
1. 趣旨 231	
2. 責任の性質 232	
3. 適用場面 233	
4. 請求権者 235	
5. 責任を負う者 235	
第 27 条の 20	236
1. 趣旨 237	
2. 責任の性質 238	
3. 適用場面 239	
4. 請求権者 241	
5. 責任を負う者 242	
6. 損害賠償額 243	
第 27 条の 21	245
1. 趣旨 245	
2. 消滅時効の短縮 246	
第 27 条の 22	248
1. 趣旨 248	
2. 報告聴取・検査の内容 248	
3. 報告聴取・検査の主体 249	
4. 報告聴取・検査の要件 249	
5. 報告聴取・検査の対象者 249	
<hr/> <hr/>	
第 4 章 公開買付届出書・意見表明報告書の記載事項	253
<hr/> <hr/>	
1 記載事項の基準時点と訂正の要否 254	
2 様式に明記されていない事項 255	

I. 公開買付届出書の記載事項

第 1 公開買付要項	256
1 対象者名	256
2 買付け等をする株券等の種類	256
3 買付け等の概要	257
4 買付け等の目的	259
5 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数	298
6 買付け等を行った後における株券等所有割合	302
7 株券等の取得に関する許可等	304
8 応募及び契約の解除の方法	305
9 買付け等に要する資金	307
10 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況	316
11 決済の方法	317
12 その他買付け等の条件及び方法	318
第 2 公開買付者の状況	326
1 会社の場合	326
2 会社以外の団体の場合	332
3 個人の場合	332
第 3 公開買付者及びその特別関係者による 株券等の所有状況及び取引状況	333
1 株券等の所有状況	333
2 株券等の取引状況	335
3 当該株券等に関して締結されている重要な契約	336
4 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約	337
5 大量保有報告書等の提出状況	338

第 4 公開買付者と対象者との取引等	340
1 公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容	340
2 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容	341
第 5 対象者の状況	341
1 最近 3 年間の損益状況等	342
2 株価の状況	343
3 株主の状況	344
4 継続開示会社たる対象者に関する事項	345
5 伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等	347
6 その他	348

Ⅱ. 意見表明報告書の記載事項

1 公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地	350
2 公開買付者が買付け等を行う株券等の種類	350
3 買付け等の概要	351
4 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等	351
5 役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数	366
6 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容	367
7 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針	367
8 公開買付者に対する質問	368
9 公開買付期間の延長請求	369

事項索引	370
------------	-----